

糸田町嘱託・臨時・パート職員採用試験案内

1 採用試験の募集内容

(1) 採用試験の職種・職務内容等

職 種	保育士		
	嘱託職員	臨時職員	パート職員
採用予定数	2名	4名	若干名
職務内容	町立保育所で保育業務等を行う。		

(2) 受験資格

①昭和32年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人であって保育士として登録している人（3月末までに登録見込みの人も可）

②地方公務員法第16条の規定に該当しない人

(注) 地方公務員法第16条該当者とは

1.成年被後見人又は被保佐人

2.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3.当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

4.人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5.日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日等

(1) 試 験 日 平成29年2月23日（木曜日）

(2) 受 付 時 間 午後1時00分から午後1時20分まで

(3) 試 験 時 間 午後1時30分から

(4) 受 験 会 場 糸田町住民センター2階

(5) 試 験 内 容 ①事務適性試験

【事務職員としての適応性を、正確さ、迅速性等の作業能力の面からみる検査】

②面接試験

【保育士として必要な資質、適性及び人物について面接】

(6) 合 格 発 表 可否通知を郵送

3 受験手続等

(1) 申 込 方 法

① 糸田町役場総務課に準備している試験申込書により申し込みください。

② 1月30日（月）から総務課で試験申込書を配布します。

③ 試験申込書に必要事項を記入、押印のうえ、受付期間内に総務課窓口まで提出をしてください。（所定の位置に必ず写真を貼ってください。）

(2) 受 付 期 間 平成29年1月30日（月）～2月20日（月）

（ただし、土・日曜日の受付は行いません。）

(3) 受 付 時 間 午前9時より午後5時まで

4 雇用条件等

(1) 雇用予定期間

嘱託職員	臨時職員	パート職員
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年です。（翌年度以降の更新は、相談有）	平成29年4月1日から平成29年9月30日までの6ヶ月です。（1回に限り更新される場合があります。）	

(2) 賃 金

嘱託職員	臨時職員	パート職員
月額 153,900円 (賞与：初年度年間1.74ヶ月分、 次年度以降年間2.6ヶ月分、昇給有) 交通費支給(※)	日額 6,600円 交通費支給(※)	時給 900円 交通費支給(※)

※交通費支給(通勤距離が片道2km以上(徒歩以外)で通勤手当を支給します。)

(3) 勤 務 条 件

嘱託職員	臨時職員	パート職員
①勤務日 月曜日から土曜日までの週6日		①勤務日 月曜日から土曜日までの週6日 (応相談)
②時間 午前8時30分から午後5時15分まで		②時間 午前8時30分から午後5時15分までのうち、4時間以上
③休日 日曜日、祝日(※)		③休日 日曜日、祝日(※)

※所属長の命により時間外勤務、休日出勤をすることがあります。

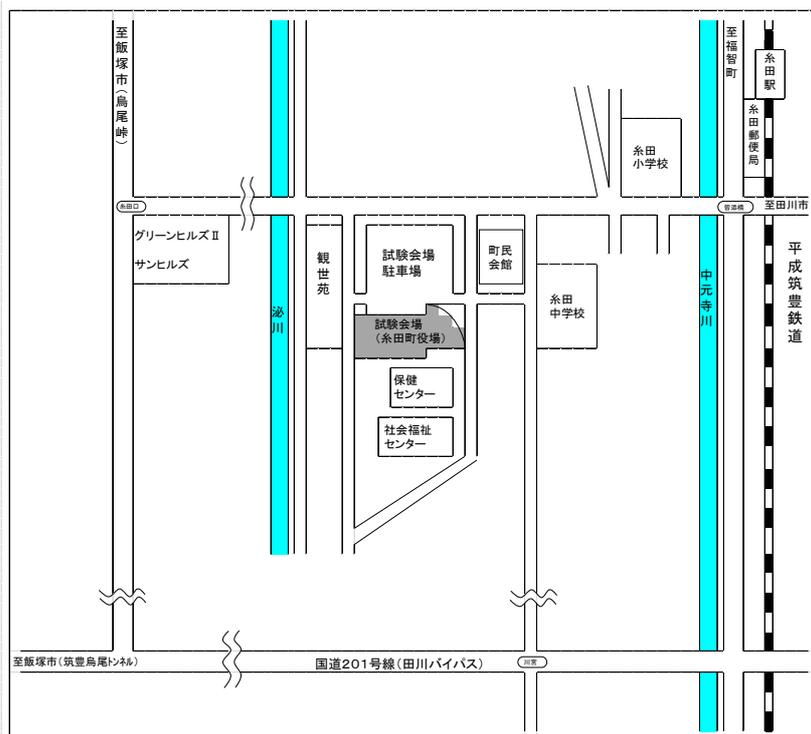
(4) 社 会 保 険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

(※パート職員は勤務時間によって加入有)

5 問 合 せ 先

糸田町役場 総務課総務係 (Tel 26-1231)

試験会場案内図



会場拡大図

